

競争入札参加資格者名簿登録業者 様

盛岡広域振興局盛岡審査指導監

平成 31 年度物品購入に係る定例見積日について（お知らせ）

当監では、効率的な物品の購入を行うため、次のとおり定例見積日を設けることとしましたのでお知らせします。

なお、160 万円以上のものは別途入札等を行います。

記

1 参加資格

- (1) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、平成 29・30・31 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 見積りの日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 一般物品
盛岡広域振興局管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。
- (4) 印刷物類
ア 岩手県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。
イ 原則として、岩手県内に工場を有し自社の保有する設備での製造が可能な者。

2 定例見積案件を提示する日時及び場所

- (1) 日 時 毎週火曜日及び木曜日 9時から17時まで
- (2) 場 所 3階盛岡審査指導監閲覧室

※定例見積案件公開前日の20時までにはホームページ上にも掲載します。

なお、定例見積によらない案件については入札公告に掲載しますので、そちらもご覧ください。

岩手県ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>)

【定例見積情報】

トップページ⇒（各種手続を行う）入札・コンペ公募情報⇒物品入札⇒物品定例見積情報
トップページ⇒（組織から探す）広域振興局⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒
定例・随時見積（物品購入）

【入札公告】

トップページ⇒（各種手続を行う）入札・コンペ公募情報⇒物品入札⇒物品入札情報
トップページ⇒（組織から探す）広域振興局⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒
入札情報（物品購入）

3 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

- ・火曜日提示分：木曜日 14 時まで
- ・木曜日提示分：翌週の火曜日 14 時まで

(2) 提出場所

見積書は、盛岡審査指導監の見積箱に投函してください。

なお、郵送による見積書の提出も認めますが、提出期限必着とします。

送付先 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 盛岡広域振興局盛岡審査指導監物品管理チームあて

※表に「定例見積書在中」と朱書きで記載してください。

[留意事項]

- ① 代理人が見積に参加する場合は、別添委任状を提出願います。
- ② 見積書の宛名は、「盛岡広域振興局長」としてください。(納品・請求書も同様)
- ③ 見積金額は「税抜き」で記載してください。
- ④ 見積書には、希望納期に関わらず、納品可能日を必ず記載願います。
- ⑤ 見積書には、物品購入依頼票に明示してある整理番号(例：S1000)及び見積年月日を記載願います。
なお、納品・請求書を発行する場合にも、整理番号及び納品・請求年月日を必ず記載願います。
- ⑥ 見積書には、メーカー名、機種・銘柄を記載願います。
- ⑦ 同等品での見積りも可能ですが、「同等品不可」の記載がある場合は、指定した商品としてください。
なお、同等品として見積りする時は、製品の仕様がわかるカタログ等を添付願います。
- ⑧ 見積額が30万円を超える場合は、品名ごとに定価又は市販価格(単価)を記入願います。(印刷物類を除く)
- ⑨ 契約金額は、見積書に記載された額に消費税及び地方消費税の額を加算した額です。契約金額に1円未満の端数が生じた場合は切捨てとなります。
- ⑩ 契約金額が50万円以上の場合は請書を(様式は別添のとおり)、150万円を超える場合は契約書を提出願います。
- ⑪ 見積額が同額であるものが2人以上の場合はくじにより契約業者を決定することとします。

4 発注方法

原則として、見積書提出期限の翌日までに落札業者に対しFAXにて発注します。

5 支払条件

納入後、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払いします。